

誓約書

令和5年4月以降、しごと財団に移管となり、
交付決定以降はしごと財団での事務処理となる
ため、連名で記載とさせていただきます。

東京都知事 殿
公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

中小企業人材スキルアップ支援事業実施要綱第5条及び社内型スキルアップ助成金・民間派遣型スキルアップ助成金募集要項第11の規定に基づく交付申請書の提出を行うに当たり、以下の事項について、いずれも相違ないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、同募集要項第18(1)の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同募集要項第18(2)の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

誓約内容に相違がない場合、☑をつけてください。

- 支給申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
*「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 知事又は東京しごと財団理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
- 助成を受けようとする全ての職業訓練に要する経費を事業主が負担しています。
- 助成を受けようとする全ての職業訓練について、国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もありません。
- 講習先の教育機関等は、資本関係のある関係会社には該当しません。(民間派遣型のみ)
- みなし大企業に該当しません。(中小企業のみ)
*「みなし大企業」とは、以下のいずれかに1つでも該当する場合をいいます。
 - ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - ④その他、大企業が実質的に経営を支配する力を有している場合
- 【非正規雇用労働者が受講者全体の2割以上のみ記入】**申請した受講者が非正規雇用労働者で間違いないことを誓約します。
- 現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。
- 令和5年4月から、東京しごと財団への事業移管に伴い、令和5年2月16日～3月15日に知事及びしごと財団理事長宛てに申請した書類一式及び個人情報に関することについて、東京しごと財団と共有することについて同意いたします。
- 本助成金等の申請内容及び支給決定内容について、東京都と東京しごと財団との間で照会することに同意します

印鑑登録した実印を
使用してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

登記簿と同じ表記で
記入してください。

企業等の所在地

〒〇〇〇-〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

企業等の名称

株式会社〇〇〇〇

代表者職・氏名

代表取締役 東京 太郎

